

3月15日(月)までに
確定申告を
お忘れなく!

*国税の納期限は
申告期限と同じ日です。

所得税 2月16日(火)～3月15日(月)まで
贈与税 2月1日(月)～3月15日(月)まで
事業税 1月1日(金)～3月31日(水)まで

申告納付日 申告所得税 4月22日(木)
消費税及び地方消費税 4月27日(火)

申告納付日 3月15日(月)まで

e-Taxならこんなにいいこと。

- 1 国税庁ホームページから電子申告
- 2 最高5,000円の税額控除
- 3 添付書類の提出省略
- 4 還付金がスピーディー

www.nta.go.jp 確定申告 検索

所得税の確定申告

所得税の申告

平成21年分の所得税の確定申告は、3月15日(月)までです。期限間近になると税務署は大変混雑し、長時間待つようなことになりかねません。申告書は自分で書いて、できるだけ早めに提出してください。また、出上り上がった申告書は郵送でも提出できます。

期限までに申告をしなかったり、誤った申告をしたりすると、本来の税金だけでなく、加算税

サラリーマンの確定申告

確定申告をしなければならぬ人
サラリーマンでも、次のような人は確定申告をしなければなりません。

や延滞税も納めなければならぬ
なりませぬ。自分の所得の状況を最もよく知っているのは、納税者の皆さんご自身です。期限内に正しい申告と納税をしましょう。

税の申告

間もなく、町・県民税の申告と所得税確定申告の時期を迎えます。申告日程、会場をご確認の上、申告してください。申告は納税者自ら前年1年間の所得を計算し、3月15日(月)までに記入して提出するものです。

申告と納税は正しくお早めに!
◎問い合わせ先…税務課 ☎46-5563

重要 申告の方法

1 申告を行う際は原則として、収入、支出を科目ごとに整理した書類(帳簿など)と、これらを証明する書類(領収書など)を持参しなければなりません。書類(帳簿など)を整理記帳していない場合や、書類に不備がある場合には申告を受け付けることがで

きません。事前の準備をお忘れなく!
2 申告は原則として、申告者本人が行わなければならない事柄により代理の方(ご家族)が申告される場合は、申告について説明できるように、事前に内容を確認した上で申告してください。

町・県民税の申告

申告する期間

平成22年2月9日(火)から3月15日(月)までです。
今年から**申告会場は役場2階201会議室のみ**となります。
申告書用紙は前年申告した人に郵送されます。郵送されない人でも、左記の申告事由がある人は申告が必要です。税務課に備えてある用紙で申告してください。

町県民税の申告をしなければならぬ人

平成22年1月1日現在、町内に住所を有し昨年1年間に収入があった人。ただし、所得税の確定申告をされた方や前年中の所得が給与(1カ所)からのみで、給与支払報告書が提出されていること)または公的年金のみである人は申告の必要はありません。
町内に事務所や事業所、家屋敷がある人で町内に住所がない人
給与所得者で給与以外の所得が20万円以下の人

土地や建物などを売ったとき

土地や建物を売ったときの譲渡所得に対する税金は、分離課税といつて他の所得と区分して計算します。また、国などの公事業に対して売ったときには、譲渡所得税がかからない場合でも申告が必要です。

昨年1年間に収入がなかった人で、次に該当する人
生活保護法による生活扶助を受けている人

国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入している人
(申告がないと軽減を受けられない場合があります)
所得証明の必要な人
県単独医療費助成事業(乳幼児、妊産婦、重度心身障害者、母子家庭)を受けようとする人(申告がないと助成を受けられない場合があります)

申告は国民健康保険税、後期高齢者医療制度保険料、介護保険料の算定資料となります。確定申告書を提出した人は、町県民税の申告は必要ありません。

申告に必要なもの

申告書用紙
印鑑
申告者本人の預金金融機関名と口座番号
所得の内訳が分かる資料
給与や年金収入のある人は、給与所得の源泉徴収票また

は公的年金等の源泉徴収票個人年金等を受け取っている人は、その支払調書生命保険や損害保険を受け取った人は、その支払調書農業、営業、不動産等の収入のある人は、所得計算に必要な資料(申告書用紙と併せて郵送される「所得申告書作成について」を参照ください)

所得控除の内訳が分かる資料
国民健康保険税等の領収書、農業者年金・介護保険料などの支払いを証明するもの、社会保険料(国民年金保険料)控除証明書
生命保険、個人年金および地震保険、旧長期損害保険などに加入している人は、その保険料の控除証明書
学生を扶養している人は、在学証明書または生徒手帳
障害者控除を受ける人は、障害者手帳等
医療費控除を受ける人は、治療費等の領収書(医療費の合計額をあらかじめ計算してきてください)と補てん金の額が分かる文書
寄付金控除を受ける人は、その証明書
農業収支計算に利用できる帳簿ノートは税務課にあります。

申告は正しくお早めに!

所得税の申告は

2月16日(火)～3月15日(月)

贈与税の申告は

2月1日(月)～3月15日(月)

個人事業者の消費税申告は

3月31日(水)までです。

申告書作成会場を開設

◎期 間…2月1日(月)～3月15日(月)

(土・日曜、祝日を除く)

◎時 間…9:00～16:00

◎場 所…岩手日報ビル3階大ホール

確定申告はe-Taxが便利でおトクです!

HPからカンタン申告

「申告書等作成コーナー」から直接電子申告!

最高5,000円の税額控除

電子証明書を添付することで受けられます!
(平成19年分が20年分で控除を受けた方を除く)

添付書類が提出不要

各種添付書類の記載内容を入力して送信!

還付金がスピーディー

還付金が3週間程度で受け取れます!

◎e-Taxについての詳しい情報はホームページへ…<http://www.e-Tax.nta.go.jp/>

◎確定申告についてのご質問・お問い合わせは電話相談センターへ

☎23-4205(音声案内で0番を押してください)